

高福第4615号
令和6年2月14日

地域密着型サービス事業所 管理者様
新発田市介護予防・日常生活支援総合事業指定事業所 管理者様
居宅介護支援事業所 管理者 様

新発田市高齢福祉課長

令和6年度介護報酬改定に伴う介護給付費算定に係る
体制等届出書の提出期限の特例について（通知）

日頃、本市の高齢者福祉の推進に御理解と御協力をいただき、感謝申し上げます。

令和6年度介護報酬改定については、本年1月22日の社会保障審議会介護給付費分科会において、指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成12年厚生省告示第19号）等の一部改正に係る答申等がされたところですが、告示日が令和6年3月中旬の予定であり、介護給付費算定に係る体制等届出書（以下「体制等届出書」という。）の令和6年4月適用分の届出については、通常の出期限内での対応が困難であることを踏まえ、新発田市指定の介護保険サービスについて、令和6年4月適用となる体制等届出書の提出期限を令和6年4月15日（月）必着としましたのでお知らせします。

なお、令和6年4月以降の体制等届出の様式については、今年度中に改正を行う予定です。詳細については、後日、通知します。

【問合せ先】

〒957-8686 新潟県新発田市中央町3-3-3

新発田市高齢福祉課介護給付係

TEL：0254-28-9201 FAX：0254-21-1091

E-Mail：kourei@city.shibata.lg.jp